



2024年8月14日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 弘 明
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問 い 合 わ せ 取 締 役 管 理 本 部 長 矢 尾 板 裕 介
(TEL. 03-6731-3410)

2024年12月期半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、2024年8月14日開催の取締役会において、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項）に規定する半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 対象となる半期報告書

2024年12月期半期報告書

2. 延長前の提出期限

2024年8月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2024年11月12日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2024年10月24日に証券取引等監視委員会開示検査課（以下「監視委員会」という）より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けておりましたが、2024年6月16日に監視委員会より当社監査役会に対し2024年8月13日開示の「特別調査員会設置に関するお知らせ」に記載の本件の疑義（以下「本件疑義」という）について第三者委員会による調査を行うよう要請があり、2024年7月5日に特別調査委員会を設置し調査を行って参りましたが、2024年8月9日に当社の会計監査人である監査法人アリアより、「半期報告書の提出期限の延長申請に関する見解」の書面を受領し、2024年8月13日に監査法人アリアより本件疑義が決算に与える影響が不明であり、事実関係が全容解明され、監査が可能な状態になるまでは、2024年8月14日予定の当社決算発表や当監査法人が期中レビューを終了することは困難であるとの意見を受けたことにより、金融商品取引法第24条の5第1項の提出期限までに半期報告書を提出できないこととなりましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に基づき、当該半期報告書の提出期間について、上記のとおり承認申請いたします。

会計監査人が認識した事象と法令違反の可能性について

No	認識した事象	法令違反等の可能性
1	前渡金が代表取締役の個人借入金の返済に充	実質的に役員貸付と考えられる取引が取締

	当された可能性	役会承認を受けずに実行された疑い、会計処理誤り・BS表示誤り・関連当事者取引注記漏れ
2	別件取引において、前渡金が代表取締役の個人借入金の返済に充当された可能性や前渡金の回収資金の一部が簿外借入により調達された可能性	実質的に役員貸付と考えられる取引が取締役会承認を受けずに実行された疑い、会計処理誤り・BS表示誤り・関連当事者取引注記漏れ
3	取締役会の承認を受けずに代表取締役個人の借入金債務について、当社が連帯保証を行った可能性	取締役会承認を受けずに連帯保証が実行された疑い、偶発債務注記・関連当事者取引注記漏れ

以上